

## 2013年度事業計画

### I 基本方針

第25回社会福祉士国家試験では、42841人の受験者のうち8058人が合格した。合格率は18.8%で、第1回目の17%に次ぐ低い合格率であった。合格者数も前年比3224人の減少となった。国家試験合格者累計が16万人を超え、過去10年間合格者数が毎年1万人台であったことを考えれば、社会福祉士の量的増加にブレーキがかかってきた感がある。

一方、2006年の厚生労働省と医療社会事業協会との「医療ソーシャルワーカーとは保健医療サービスにおいて生活相談を行う社会福祉士である」との取り決めや、介護保険制度改正により誕生した地域包括支援センターへの社会福祉士の必置などに見られるように、福祉専門職としての社会福祉士の機能は高度化、専門化してきている。また、成年後見制度における第三者の専門職としての役割をはじめ、要援護者の権利擁護の支え手としての社会福祉士の責務は大きくなってきている。

福祉制度の変化がスピードアップする中、ソーシャルワークを通して要援護者の自己実現を支援していくためには、これまで以上に個々人の研鑽と実践力のレベルアップが求められている。同時に、日本社会福祉士会が連合体組織へと移行したことにより、三重県社会福祉士会としての自立性を高め、会員及び社会の要請に応じていく力を備えていくことが求められている。これらの実現のため以下のとおり、地域生活定着支援センターの事業や「ばあとなあ」の成年後見活動、種々の委託事業など責任を持って果たし、会員への情報提供や研修機会の確保などにより、求心力のある会活動を展開したい。

#### (1) 法人として社会的要請に応じていく事業の実践

- ・地域生活定着支援センターの運営
- ・権利擁護における役割の強化（本人、家族や支援者へのエンパワメント支援）
- ・各委員会における公益性の高い事業への積極的な企画の実施
- ・高齢者・障がい者・子どもやその家族など、広く県民に対する福祉相談活動の強化

#### (2) 会の自主性と求心力を高める活動の実践

- ・新基礎研修課程の実施等、会員の研修機会の確保とレベルアップを支援、助成の充実
- ・連合体の一翼を担う自律的団体としてのあり方を強化するための組織再編成
- ・郵送やホームページからタイムリーな情報を発信し、会員の情報共有や連携を促進
- ・各委員会や各ブロックの活動の活性化・機構改革に取り組む
- ・関係団体との連携強化

### II 各委員会実施計画

#### 一 地域生活定着支援センター

##### 1、基本的方針

人は個人として尊重されなければならない。それは罪を犯した人についても同様である。そして、福祉の支援の目的が、尊厳ある生活の実現にある以上、罪を犯した人についても、福祉の支援は積極的に実施されなければならない。

今日、刑務所や少年院等の矯正施設には、高齢や障がいのある人が多く、ますます増加してきている。そして、その多くの人には、矯正施設退所後の生活を成り立たせるために、福祉の支援は不可欠である。

これまでは、司法の分野と福祉支援の分野とはなかなか重なり合うことがなかった。地域生活定着支援センターが各地で設置されてから初めて、保護観察所や矯正施設などと福祉事務所、福祉相談機関、福祉施設等々の福祉関係機関との連携が進んできた。

これまで、地域生活定着支援センターは、住むところがない人には住居を、生計が成り立たない人には生活保護等の生活支援を、障がい等のために自力での生活が困難な人には各種の福祉サービスを提供できるようにしてきた。こうして、多くの矯正施設からの退所者は、出所後の生活の安定がかない、ほとんどの人は、再犯することなく過ごしている。

しかし、なかには出所後の生活が順調とは言えない人もいる。障がいや疾病、あるいは生い立ちからくる不安全感などから、なかなか居場所を見出すことが困難な人がいる。出所に際して提供できた福祉支援で、最初は、うまく適応できたように見えても、どこかに無理を強いていることがやがて顕在してくる場合もある。地域にどうしてもなじめない、人との関係が築けない、自分が主体的に生きている実感がない、等々様々な理由があるのだと思われる。

そもそも、現在の社会は、人々に過大な自立を強い、人とのつながりや信頼感の形成以上に、自己判断による行動を求める。そして、その結果については自己責任とされてしまう。それは、高齢や障がいを持つ人等についてさえ要求され、その結果、生活破たんや犯罪に至る。

こうして、失敗体験を重ね、自己肯定感を失うのであるが、こうした経験を長い間重ねてきているので、出所後に福祉支援で居場所を提供したとしても、その人にとって簡単に安心でき、自己達成感のある場所になるわけではない。環境を整えながら、そうした人たちが、本当に居場所と感じるようになって、しかも、犯罪により失うものの多さを実感できるようになったときに、福祉の支援は初めて有効になるものと思われる。

これは、福祉支援に一般的に言えることであろうが、犯罪と絡む分野での福祉の支援にはこのような特別な困難さが伴うので、一層の寛容さと柔軟さ、それに長期的な視点が必要なのである。

2012年度に地域生活定着支援センターの支援対象は、ただ矯正施設からの出所者に限らず、起訴猶予になった者や執行猶予になった者、保護観察に付されている者にまで拡大された。つまり、福祉支援が有効とされ犯罪に関わりのある人が対象になった。

三重県地域生活定着支援センターでは、こうしたことに対応して、幅広く対象をとらえてきたし今後ともそうした方針とする。そのために次のことに留意して取り組む。

- ① 犯罪に関わる、福祉支援を要する人への支援の要として、適切に相談、支援に対応する。そのために、この分野での支援のスキルを高める。
- ② 司法と福祉の双方に幅広くネットワークを形成し、関係者が犯罪にかかわる福祉支援の在り方を共有していけるように努める。今後、犯罪種別が多様化し、福祉支援だけでなく、更生保護の分野の知見が欠かせないことともなるので、こうしたネットワークの生成は不可欠となる。
- ③ 行政との連携を強化して、地域的な所属を失った人に対しても福祉制度の実施が無理なく実施でき、行政の支援が総合的に進められるように取り組む。

- ④ 福祉施設等での受け入れが進み、地域への定着が困難視される場合においても、協力して取り組めるような、福祉支援の環境作りに努める。
- ⑤ 以上のことを勧めるためにも、幅広く相談に応じ、コーディネート事例や相談事例でのフォローアップに力を入れる。そのために、迅速、適時な対応に努める。
- ⑥ 地域での受け入れ環境の向上のためにも、啓発活動を強化する。研修に積極的の応ずるほか、センターでも啓発セミナー等を実施する。また、広報紙等の発行を行う。
- ⑦ 研究、研修を強化する。研究では、実践を適時理論化する。また、職員等の各種研修を強化し、力量を高める。

## 2 連絡協議会の開催計画

開催時期	内 容	参加機関名
(全体) 8月及び2月	地域生活定着支援センターからの報告や依頼、各機関からの意見や要望等の聴取、保護観察所や矯正施設等からの報告や依頼、市町村や弁護士会等からの要望意見、意見交流	法テラス、津市、その他市町代表、三重県、各種福祉相談支援機関、県社協、三重刑務所、津保護観察所、三重更生保護会、等
(連絡会議) 隔月	三重県、矯正施設、保護観察所等と定期的に連絡会議を持つ。その中で、特別調整対象者等の支援に関する協議、矯正施設から支援対象者に関する相談協議を行う。	三重県、三重刑務所、宮川医療少年院、津保護観察所、三重更生保護会、三重県地域生活定着支援センター

## 3 地域ケア会議（ケース検討会議）の開催予定

開催時期	内 容
適時	個別の事案ごとに、福祉事務所、市町担当、関連施設、関連地域援助機関等を含めた地域ケア会議を随時開催する。事案ごとに、専門的な対応ができるように、各部門の専門家の協力を得られるように体制づくりをする。

## 4 普及啓発研究活動

開催時期	内 容
通年	地域生活定着支援センターの事業に関する啓發文書の作成配布（定着だより、研修用パワーポイント）。ホームページの更新に努める。
通年	各種研修会や講演会での地域生活定着支援センター事業の説明。
8月	司法福祉学会名古屋大会への参画。東海3県社士会によるシンポジウム開催。分科会「矯正施設内での権利擁護（仮称）」
9月	地域生活定着支援センターに関連するフォーラムの開催
通年	東海司法福祉研究会参画

5 受託額 約 2450 万円

## 二 ばあとなあみえ

### 1. 運営

- (1) 運営委員会の開催（月 1 回 第二土曜午前を基本とする）
- (2) 日本社会福祉士会主催会議への各担当者の派遣
- (3) (新) 成年後見人名簿登録及びばあとなあ保険業務

### 2. 成年後見人の養成と推薦

- (1) 成年後見人養成研修の実施（8 月～12 月）
- (2) 家庭裁判所への受任候補者名簿の提出と推薦
- (3) 名簿登録者への受任意思確認

### 3. 成年後見人等の受任者の支援

- (1) 各地区担当者および個別支援者による受任者支援
- (2) メーリングリスト等を活用した情報共有の推進
- (3) 成年後見継続研修の開催（6 月、2 月）（テーマ：法律専門職の後見活動、未定）
- (4) ばあとなあ活動報告書チェック事業の実施（9 月、3 月）
- (5) 「事例検討会」の開催（7 月、10 月）開催地（紀北町、名張市）
- (6) 行政、地域包括支援センター等関係機関及び関係団体との連携や協働の推進（家裁との連携の機会を要請）
- (7) 三重県司法書士会リーガル・サポートセンターみえ支部主催の研修会への参加
- (8) 受任者支援体制の強化（相談会、同行など個別支援）
- (9) 「成年後見のしおり（みえ版）」新規登録者へ配布
- (10) 成年後見基本実務研修の実施（12 月）

### 4. 権利擁護及び成年後見制度に関する研究、普及活動の実施

- (1) 三重県司法書士会リーガル・サポートセンター三重支部との年 1 回、成年後見無料相談会の実施
- (2) 関係機関及び関係団体への委員及び講師の派遣
- (3) 会員への研修情報の提供

### 5. その他関連する活動の実施

- (1) 虐待防止に関する取り組みの推進  
（※ 三重県、三重弁護士会、地域包括支援センター支援委員会、障がい者支援センターとの協働活動）
  - ① 高齢者虐待対応現任者標準研修の開催
  - ② 地域権利擁護支援研修の開催
  - ③ 三重県高齢者虐待対応専門職チームへの参画及び相談活動の推進

- ④障がい者虐待防止に関する取り組み  
 ⑤三重県成年後見制度利用推進検討委員会

6. 2013年度の日程（予定）

日 程	場 所	内 容
4月13日（土）10：00～12：00	社会福祉会館	運営委員会
5月11日（土）10：00～12：00 5月 日（ ） 5月26日（日）13：30～	社会福祉会館 東京 社会福祉会館	運営委員会、 養成研修連絡調整会議 三重県社会福祉士会総会
6月9日（日）10：30～12：00 6月9日（日）13：30～16：00 6月	社会福祉会館 " 東京	運営委員会 継続研修①（法律専門職の後見活動） ぱあとなあ担当者会議
7月13日（土）10：00～12：00 7月13日（土）13：30～	紀北町 "	事例検討会①（紀北地域） 運営委員会
8月3日（土）10：00～12：00 8月3日（土）13：00～15：00 8月10日（土）10：00～17：30 8月	社会福祉会館 " " 司法書士会館	運営委員会 養成研修スタッフ打ち合わせ 成年後見人養成研修（第1回） リーガル研修会
9月7日（土）10：00～17：30 9月14日（土）10：00～12：00 9月14日（土）13：00～15：00 9月	社会福祉会館 " "	成年後見人養成研修（第2回） 運営委員会 活動報告書チェック委員会 リーガル無料相談会
10月5日（土）10：00～17：30 10月12日（土）10：00～12：00 10月12日（土）13：30～	社会福祉会館 名張市 "	成年後見人養成研修（第3回） 事例検討会②（名張） 運営委員会
11月2日（土）10：00～17：30 11月9日（土）10：00～12：00 11月	社会福祉会館 " 大阪	成年後見人養成研修（第4回） 運営委員会 ぱあとなあ担当者会議
12月7日（土）10：00～17：30 12月14日（土）9：30～16：00 12月 〃（土）16：00～18：00	社会福祉会館 " "	成年後見人養成研修（第5回） 成年後見基本実務研修 運営委員会
2014年		
1月11日（土）10：00～12：00	社会福祉会館	運営委員会
2月8日（土）10：00～12：00 2月8日（土）13：30～16：00	社会福祉会館 "	運営委員会 継続研修②（未定）
3月8日（土）10：00～12：00 3月8日（土）13：00～15：00	社会福祉会館 "	運営委員会 活動報告チェック委員会

※ 本部や県社会福祉士会の行事等により変更することがあります。

三 研修委員会

基本的な方針	具体的な内容	備考
<p>○ 研修助成の充実</p> <p>新・基礎研修Ⅰに加え新・基礎研修Ⅱが開始されるにあたり対応を図ると同時に新・基礎研修課程における課題等を検討、日本社会福祉士会に提言を行って他、認定社会福祉士制度に対する対応等についても協議を行う。</p> <p>また、ブロック社会福祉士会へ研修費助成及び県内会員への案内等を行い、会員の研修の機会を増やすほか相互関係の構築につながる支援を行う。</p> <p>施設内権利擁護推進員養成研修に関して、過去の受講者の把握及び活動状況を調査し、今後の研修のあり方等について検討、プログラムの開発につなげる。</p> <p>ブロック社会福祉士会からの企画を募集し、共同開催を行うことで会員の相互関係の強化を図る。</p>	<p>(運営委員会)</p> <p>毎月第2月曜日 19時～</p> <p>祝日は別途設定</p> <p>場所：松阪市民活動センター</p> <p>(行事、研修会等)</p> <p>新・基礎研修課程Ⅰ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集合研修1 (8月4日)</li> <li>・中間課題研修 (8月25日)</li> <li>・集合研修2 (12月8日)</li> </ul> <p>新・基礎研修課程Ⅱ (8日間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1日目 (5月12日)</li> <li>2日目 (6月9日)</li> <li>3日目 (7月7日)</li> <li>4日目 (7月21日)</li> <li>5日目 (8月25日)</li> <li>6日目 (9月8日)</li> <li>7日目 (9月29日)</li> <li>8日目 (10月6日)</li> <li>・集合研修1 (6月23日)</li> <li>・集合研修2 (8月4日)</li> <li>・集合研修3 (10月27日)</li> </ul> <p>施設内権利擁護推進員養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日目 (10月12又は13)</li> <li>・2日目 (11月3又は4)</li> <li>・3日目 (12月14又は15)</li> </ul> <p>一泊研修</p> <p>ブロック社会福祉士会へ募集</p> <p>その他、共通基盤研修等</p>	<p>津市高茶屋市民センター</p> <p>(予定)</p> <p>津市高茶屋市民センター</p> <p>(予定)</p> <p>三重県社会福祉会館</p> <p>(予定)</p>

## 四 地域包括支援センター支援委員会

### <基本的な方針>

1. 三重県（健康福祉部長寿介護課）委託の地域権利擁護支援事業研修の開催。
2. 三重県高齢者虐待防止チームの運営、および今後の在り方検討。
3. 高齢者虐待対応現任者標準研修（3日間）の開催。
4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の開催について他委員会を含めて検討。
5. その他、県内市町、地域包括支援センターおよび社会福祉士の活動支援、高齢者の権利擁護に関する活動を実施（独自研修の検討）。

### <事業予定>

- 毎月 定例会（アスト津）
- 随時 三重県高齢者虐待防止チーム打合せ（三重弁護士会館等）
- 随時 三重県高齢者虐待防止チームの在り方検討会（津市内）
- 4月13日（土） 高齢者施設内虐待対応専門職チーム研修派遣  
（東京・代々木オリンピックセンター） 1名
- 4月27日（土） 三重県高齢者虐待防止チーム打合せ（三重弁護士会館）
- 5月25日（土）・26日（日） 高齢者虐待対応専門研修アドバイザーコース前期派遣  
（大阪社会福祉会館） 4名
- 6月28日（金） 受託研修：三重県市町管理職・担当職員研修（津市内）
- 8月10日（土）・11日（日） 高齢者虐待対応専門研修アドバイザーコース後期派遣  
（大阪社会福祉会館） 4名
- 9月～10月頃 三重県高齢者虐待対応現任者標準研修3日間（津市内）
- 10月 地域包括支援センターネットワーク実践力養成研修前期派遣 1～2名程度
- 2月 地域包括支援センターネットワーク実践力養成研修後期派遣 1～2名程度
- 未定 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応講師予定者研修（未定）2～3名程度
- 未定 高齢者虐待対応現任者標準研修のための講師予定者研修会（未定）2～3名程度
- 未定 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修（津市内）
- 未定 高齢者虐待防止チーム交流会（県内2会場）
- 未定 受託研修：三重県高齢者虐待防止基礎研修（津市内）
- 未定 独自研修：ネットワーク構築研修（未定）
- 未定 独自研修：社会福祉士の集い（未定）

## 五 ケアマネジメント委員会

基本的な方針	具体的な内容	備考
本年度も昨年度に引き続き、「ケアマネジャーのための実践力向上基礎講座」2013を開催する。平成25年7月より8回講座。	（運営委員会） 毎月開催 （研修会） 会場：三重県社会福祉会館 時間：13:30 受付 14:00～16:00	（講師）

申込期日 7/12〆切  受講者の希望により、個別 相談をお受けする。	7/20 社会福祉のしくみ	福田雅文氏
	8/17 精神保健福祉論	南川久美子氏
	9/14 生活保護制度について	藤井由紀子氏
	10/13 地域福祉論	蒔田 勝義氏
	11/9 障がい者の福祉『セルフケアプラン』	伊藤忠好氏 井谷礼氏
	12/15 「医療連携について」、「ターミナル ケア」	藪下茂樹氏 鈴木裕美氏
	1/11 成年後見制度「後継人との連携につい て」	関口広樹
	2/15 コミュニケーション技術	加藤利枝

## 六 施設内権利擁護委員会

施設内権利擁護委員会は障がい者施設に勤務する社会福祉士の声を集める場としての機能が期待されるが、残念ながら委員会の開催時間が夜間であったりして、参加者が少ないのが悩みである。

今後も研修会の開催を軸にして委員会活動を行っていく予定であるが、施設内支援については施設内虐待との関係から高齢者虐待に関する研修会とも関連性が強いので、研修委員会との連携を強めていきたい。また、今年度から委員長を障がい者施設に勤務している会員に交代し、より現場に即した話題提供や事例検討をしていきたい。

基本的な方針	具体的な内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>委員長の交代</li> <li>第 5 回障がい者の権利擁護推進に関する研修会の開催</li> <li>参加メンバーの増員</li> </ul>	(運営委員会) <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月定例の委員会の開催</li> </ul> (行事、研修会等) <ul style="list-style-type: none"> <li>第 5 回障がい者の権利擁護推進に関する研修会の開催</li> </ul>	

## 七 障がい者相談支援委員会

今年度も引き続き、偶数月の第 1 金曜日 19 時 30 分からアスト津にて開催していきます。障がい者の相談支援に携わる方が参加し、障がいの種別や相談の種類に関わらず、日々抱えている問題や悩みを出し合い、皆で学習する場として、またネットワーク作りの場としても実施していきたい。併せて、現在施行に向けて取り組まれている計画相談支援についても互いに検討しながら、相談業務や資質の向上を図っていきます。そして、障がい者の虐待対応



専門職チームについても、引き続き地域包括支援センター支援委員会・権利擁護委員会・施設内権利擁護委員会など、他の委員会との連携を含めて進めていきます。関係者の参加を期待しています。

## 八 こども家庭委員会

### 〈方針〉

少人数の委員会ではあるが、子どもを中心として、それを取り巻く家族や地域に対する支援を行っている社会福祉士が集まり、学び、交流し、そして地域社会に対して発信して行く場として、本年度も定期的な活動を行っていく。また、スクールソーシャルワーカーと他職種との連携の場を本年度も提供して行く。

### 〈運営委員会〉

原則、奇数月は第二日曜日、偶数月は第二土曜日。午前10時～12時半。  
会場は原則、アスト津3階

### 〈研修会〉

里親について  
児童養護施設の見学  
子どもの貧困について  
生活保護について  
母子家庭の貧困について  
映画「隣人」上映会  
スクールソーシャルワーカー実践研究会の定期開催

### 〈相談会〉

相談会の実施

## 九 独立型社会福祉士支援委員会（仮称）

基本的な方針	具体的な内容	備考
独立型社会福祉士各々の活動を支援するため、意見交換や情報交換を行い、会員相互のネットワークを深める。	<p>(運営委員会) 独立型社会福祉士支援委員会設立に向けて、準備委員会として連絡会を兼ねて年に数回、開催していく。</p> <p>(行事、研修会等) 「独立型社会福祉士」としての活動を紹介する場として、実践報告会等を年に数回開催する。</p>	(独立型社会福祉士養成研修を終了して独立型社会福祉士として実践している会員と、将来独立を考えている会員によって構成する予定。)

	<p>6月30日 実践報告会（社会福祉会館）</p> <p>また、今後独立型社会福祉士を目指している会員からの相談窓口を開設していく。</p> <p>今後も他県士会の独立型社会福祉士支援委員会との情報交換を行っていく。</p>	
--	---	--